

# 交通安全

## 交通ルールを守りましょう！

☎ 生活環境課 ☎ 21-1134

交通事故は安全運転意識の向上や安全運転サポート車の普及により減少を続けていますが、別府市では残念ながら死亡事故が多発しています。

悲惨な事故を防ぐために、新たな交通ルールの制定や交通マナーの呼びかけがされています。思いやり運転で交通事故のない、安全で、安心なまち、べっぷを目指しましょう。

### 大分県は九州でいちばん「横断歩道で止まらない」

2020年にJAFが行った「信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況全国調査」において、大分県の一時停止率は15.7%と全国平均の21.3%を下回り、九州最下位でした。横断歩道は歩行者優先です。渡ろうとしている歩行者がいる時は一時停止を徹底しましょう。

また「交通の方法に関する教則」が改正され、信号機のない横断歩道での手上げ横断が明記されました。歩行者は横断するときは笑顔で手を上げるなど、横断の意思を伝えましょう。



▲歩行者は手を上げるなどで「横断する意思」を示す。



▲横断歩道に歩行者がいる時は一時停止を。

### あなたの運転は大丈夫？

#### あおり運転が厳罰化されています。

道路交通法が改正され、妨害運転（あおり運転）に対する罰則が創設されました。あおり運転は、運転免許の取り消しや最大で懲役3年の刑に処せられる極めて悪質な違反です。思いやり・ゆずり合いの気持ちをもって、加害者にも被害者にもならない運転を心がけましょう。



### 子どもたちの安全な通学を見守る交通安全指導員を募集しています。

下記の小学校付近で、登校時に子どもたちへ交通安全指導をしていただける人を募集しています。性別は問いません。

募集校区 南小、南立石小、石垣小、朝日小、大平山小

報酬 10万円（年額）

指導時間 授業日の7時30分～8時30分

☎ 生活環境課 ☎ 21-1134



## ～大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例～

令和3年4月から、自転車の利用に係る交通事故の防止と被害者の保護を図り、県民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を目的として、条例が施行されました。

### 義務 自転車保険の加入が義務になりました

自転車利用者は、自転車保険・共済への加入が義務となりました。自転車の事故では、小学生が歩行中の女性と正面衝突し、被害者が意識不明となり、約9,500万円の高額賠償となった事例があります。相手に怪我を負わせた場合に備えて、必ず保険に加入しましょう。

### 自転車保険にはどんな種類があるの？

自転車向け保険、各種保険(自動車・火災・傷害)の特約で付帯した保険、各種共済、団体保険(会社などの団体保険、PTAの保険)、クレジットカード付帯保険、TSマーク付帯保険(点検整備を受けた自転車の車体に付帯した保険)など

### 責務 交通ルールの厳守 安全利用5則を守りましょう

#### ○自転車安全利用五則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
5. 子どもはヘルメットを着用

### 努力義務 自転車利用時の安全上の措置

自転車利用者は、反射材及び交通事故の被害を軽減するための器具の使用に努めましょう。自転車を利用して通学する小学生・中学生・高校生は、乗車用ヘルメットの着用が努力義務となりました。